

航行安全指導集録

東 京 湾
伊 勢 湾
(含、名古屋港)

瀬 戸 内 海
(含、関門海峡)

改訂 29 版

平成 22 年 7 月

海上保安庁

交通部安全課

海上保安庁は、海上交通安全法等の規定に基づき、東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海における船舶交通の安全を図るための施策を推進しており、また管区海上保安本部においては、より一層の安全を確保するため、海域の実態に応じた、きめ細かな航行安全指導を行っています。

このパンフレットは、上記海域並びに名古屋港及び関門海峡において、第三～七管区海上保安本部が推進している航行安全指導の内容を集録したものです。

掲載上の都合から、指導文書の原文と一部異なる部分があります。

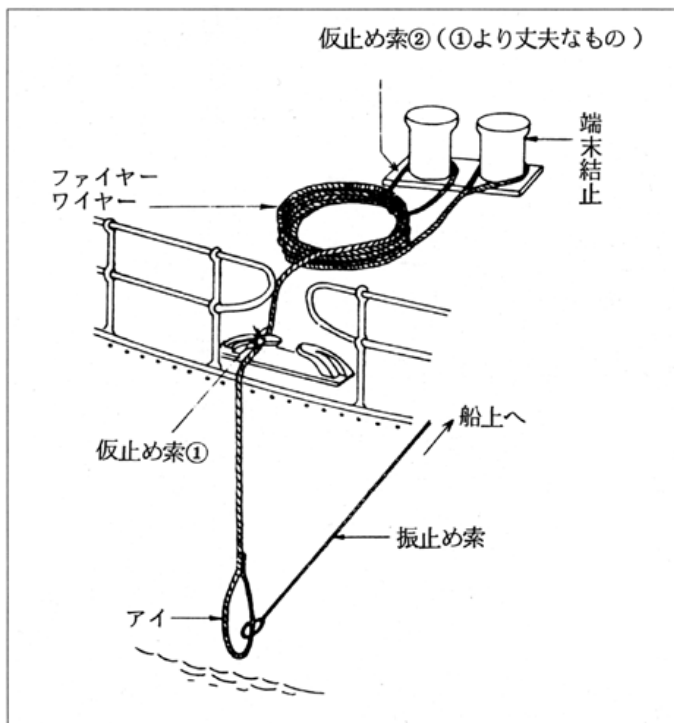
改訂 29 版について（更新内容）

港則法及び海上交通安全法の一部改正に伴う内容変更

本指導集録で使用する用語の定義

- 「 巨 大 船 」・・・長さ（全長）が 200 メートル以上の船舶
- 「 危 険 物 積 載 船 」・・・
- ・ 80 トン以上の火薬類を積載した総トン数 300 トン以上の船舶
 - ・ 引火性の高圧ガスをばら積した総トン数 1,000 トン以上の船舶
 - ・ 引火性液体類をばら積した総トン数 1,000 トン以上の船舶
 - ・ 200 トン以上の有機過酸化物を積載した総トン数 300 トン以上の船舶
- 「 長大物件えい航船等 」・・・船舶、いかだその他の物件を引き、又は押して航行する船舶で、引き船の船首から当該物件の後端まで又は当該押し船の船尾から当該物件の先端までの距離が 200 メートル以上のもの。
- 「 巨 大 船 等 」・・・「巨大船」、「危険物積載船」及び「長大物件えい航船等」をいう。
- 「 物 件 え い 航 船 等 」・・・船舶、いかだその他の物件を引き、又は押して航行する船舶
- 「 進 路 警 戒 船 等 」・・・進路を警戒する船舶、消防設備を備えている船舶及び側方を警戒する船舶であって、海上保安庁告示による基準を満たしているもの。
- 「 航 路 通 報 」・・・海上交通安全法に基づく「巨大船等の航行に関する通報」をいい、巨大船、長大物件えい航船等及び大型の危険物積載船については航路入航日の前日正午までに、小型の危険物積載船については航路入航時刻の 3 時間前までに、それぞれ通報を行う。
- 「 位 置 通 報 」・・・船舶が海上交通センターのレーダー監視海域内を通航する場合、レーダー映像上で当該船舶を識別するため、あらかじめ設定された位置通報ラインを通過する際に行う通報
- 「 事 前 通 報 」・・・港則法で定められている通報をいい、対象船舶は航路等入航予定日の前日正午までに通報を行う。

第3図 緊急用えい索例図



ファイヤーワイヤーの自然走
出を防ぐため、仮止め索を施す
こと。
この場合 は使用時人力で切断
できるものであり、 はタグ
ボードの曳引力で切断できる程
度のものであること。

明石海峡航路及び付近海域

第五管区海上保安本部は、次の航行安全指導等を行っている。

1. 水先人の乗船

次に掲げる船舶は水先人を乗船させること。

(1) 外国船舶

(2) 運航経験及び入航経験が十分でない船長が乗船する日本船舶

2. 進路警戒船等の配備

航路出航後も安全な航行が確認されるまで、進路警戒船等を配備すること。

3. 航路出入口付近海域における航法

航路内を航行する船舶は、航路航行義務のない全長 50 メートル未満の船舶であってもできる限り航路の入口から入航すること。

4. 緊急用えい索の準備（第 3 図参照）

海上交通安全法に定める危険物積載船は、大阪湾、播磨灘を航行する場合においては、船首及び船尾にそれぞれ緊急用えい索（FIRE WIRE）を即時使用可能な状態に準備すること。

5. 位置通報（第 5 図参照）

長さ 50 メートル以上の船舶（船舶自動識別装置を搭載し、適切に運用している船舶を除く。）及び長さが 100 メートル以上の物件えい航船等（船舶自動識別装置を搭載し、適切に運用している船舶を除く。）は、最初の位置通報ラインを通過した時に、位置通報を大阪湾海上交通センターに行うこと。

< 通 報 事 項 >

イ 船名及び呼出符号

ロ 現在位置又は通過した位置通報ラインの略称及び通過時刻（日本標準時 24 時制）

ハ 行き先

6. 大阪湾海上交通センターとの連絡保持

(1) 情報提供

VHF 無線電話（CH16, 156.8MHz）を備える船舶は、大阪湾海上交通センターから航行の安全に関する情報等が提供される場合があるため、航路及び航路に至る主要通航路並びにその周辺海域において、大阪湾海上交通センターとの連絡を保持すること。

また、CH16 がふくそうしている際には、大阪湾海上交通センターより CH13 にて呼び出しを行う場合があるので、CH13 を備えている船舶は CH16 の聴守に合わせて、CH13 を聴守すること。

(2) 霧通報

明石海峡、友ヶ島水道、鳴門海峡、阪神港大阪区、阪神港堺泉北区、阪神港神戸区、姫路港及び和歌山下津港の視界が 2000 メートル以下になった場合、次の機関により随時放送している。

第五管区海上保安本部（こうべほあん） F3E 156.6MHz（CH12）日本語、英語

(3) 新聞

神戸新聞（朝刊）

内容：巨大船通過予定

7. 海図等の備付け

大阪湾に入湾する船舶は、少なくとも次の海図等（航行予定海域が記載されているもの）を備え、最新の港湾事情を事前に把握しておくこと。

海図等の番号（海上保安庁発行及び日本水路協会発行）

W77	紀伊水道及付近
W106	大阪湾及播磨灘
W131	明石海峡及付近
W150A	大阪湾
W150C	紀伊水道

第 5 図 位 置 通 報 ラ イ ン

